

## 論 文

## ケアの理論と政策

—— 保育の市場化批判 ——

原 伸 子<sup>†</sup>

## 要 旨

1980年代以降の福祉国家の変容は福祉の契約主義化である。それは welfare to work という「福祉と労働に関する新しい考え方」のもとで必要（ニード）に基づく福祉を需要（ディマンド）に基づく福祉へと転換した。医療、教育、介護や保育などの福祉供給に「準市場」の理論にもとづく競争原理が導入された。「準市場」の理論は、1997年に成立したイギリスのニューレイバーによる「第三の道」に典型的に見られるように、公私のパートナーシップを伴いながら、社会的投資アプローチの理論的基礎となった。わが国においても、1990年代後半に始まる社会福祉基礎構造改革のもとで福祉の市場化が進められている。本稿の課題は、社会的ケアのうち、とくに保育に焦点をあてて、2015年4月に導入された「子ども・子育て支援新制度」以降、本格化する市場化の理論と政策を検討することである。そこで明らかになるのは、保育というケア「労働」は「関係的」労働であり市場化による効率性の論理では説明できないということである。重要なのは、フェミニスト経済学に見られるように、ケアの独自性を明らかにする理論と政策である。

はじめに——保育の市場化と「ケアの危機」

1. 福祉の契約主義と社会的投資アプローチ
2. 「準市場」の理論と政策
3. フェミニスト経済学とケアの理論

おわりに

はじめに 保育の市場化と「ケアの危機」

わが国ではこれまで児童福祉法24条を根拠に保育の公的責任が規定され、市町村が保育の実施主体の役割を果たしてきたが、2015年4月に「子ども・子育て支援新制度」が導入されて以降、保育制度の管理と保育の実施主体が分離されることになった。それは、保育の供給における「準市場」の導入であり、利用者は保育施設と直接契約を結ぶ。その結果、市場化が進み認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育など多様な保育の供給主体が急増している。

<sup>†</sup> 法政大学経済学部教授 E-mail: nhara@hosei.ac.jp

「新制度」は待機児童対策としての保育の量的拡大を目指すというが、それは同時に、保育士配置基準や子ども1人当たりの面積などの大幅な規制緩和を伴うものであった(中山 2014, 2019; 伊藤 2019)。さらに2019年10月1日からは、『経済財政運営と改革の基本方針2018』「人づくり革命の実現と拡大」、「人材への投資」において提起された幼児教育・保育の無償化が実行に移されている<sup>1)</sup>。保育所、幼稚園、認定こども園に通うすべての3歳から5歳児と、住民税非課税世帯の0歳から2歳児がその対象であるが、認可外保育施設やベビーシッターなどの基準を満たさない保育施設も5年間は無償化の対象となっている。

この無償化に対しては、保育士基準が認可保育所基準の半数以上とされている企業主導型保育所や、3分の1とされている、その他の認可外保育施設(ファミリーサポートセンター、ベビーシッター、ベビーホテルを含む)も無償化の対象となっているために、保育の根幹に関わる質を巡る安全上の問題点が指摘されている。こうした無償化は保育の市場化を一層進展させることになる。なぜなら、すでに2015年の「新制度」以降、市場化による保育の供給主体の多様化は急速に進んでおり、2018年時点では、認定こども園に占める公立の割合は16.3%、地域型保育事業では4.9%にとどまっている。また0歳から2歳児を対象とした企業主導型保育はほぼすべてが企業の設置・運営である(中山 2019: 10)。したがって保育の市場化とともに実施に移された無償化とは、一方では保育の質を無視した保育の量的拡大のための財政支出を意味しており、他方では、市場化を一層進めることにより、保育所と直接契約を結ぶ子どもの親の自己責任がさらに強化されることになる。2015年以降、保育所の経営悪化による突然の閉鎖や、保育の質の悪化さらに保育事故が頻発しているけれども、そこで生じる保育の欠落は、結局は契約の主体である子どもの親の自己責任に帰せられるからである<sup>2)</sup>。

それでは、急速に進む保育の市場化は、わが国における政府の政策においてどのような位置

1) ここで示唆的なのは、イギリスにおける保育の市場化である。1997年に成立したニューレイバーは、子どもの貧困対策のため、貧困な子どもの母親の労働市場進出を容易にするための保育の整備に重点的に財政資金を投入した。その方法は「準市場」化である。その結果、1997年から2006年までの企業による保育は実に7倍に増加した(Penn, 2007: 192)。2006年時点で企業経営の保育所と独立系および公私のパートナーシップの私立の保育所の資本規模は全体の約78%、公立保育所の割合は約10%に過ぎない。保育の市場化はさらに進み、2014年時点で私立の保育所(企業経営と独立系および公私のパートナーシップ)は約83%、公立保育所は7.7%である(Gaunt, 2014)。2007年時点では働く女性の5人に1人が、保育料高騰のため支払いに困る状態であったが、2013年の『子どものいる家庭の保育と親の就業に関する調査』では、働きたいけれど働けない親の31%が「保育料に見合った仕事がない」というものであった(原 2018a: 58)。イギリスでは、2015年に保守党の単独政権が成立したが、緊縮政策下にもかかわらず、保育の無償化は拡大している。2017年9月から政府は、労働党による3-4歳児にたいする週15時間の無料保育に対する補助を、30時間に倍増している(Lewis and West, 2017: 331)。

2) 2016年度に行政が立ち入り調査した認可外保育施設のうち、4割が最低基準に達していなかった。また2004年から2015年における、認可外施設における子ども一人当たりの死亡事故の発生率は、実に認可施設の47倍に上るといふ(『朝日新聞(電子版)』2019年3月30日)。

づけを与えられてきたのだろうか。以下で見られるように一つは、労働市場のなかで比重の高まる女性労働力創出のための保育拡充による待機児童対策であり、もう一つは、サービス部門における「雇用創出」戦略である。事実、2000年代以降、待機児童対策を本格化した小泉政権下では、経済諮問会議『サービス部門における雇用拡大を戦略とする経済の活性化に関する専門調査会緊急報告』（2001年5月11日）の中で、「保育サービスや放課後の児童クラブ拡充」は「雇用創出型の構造改革」の中に位置づけられるとともに、「規制改革」による「公設民営化」という手法が推進されている。民主党政権下の経済産業省『産業構造ビジョン2010』（2010年6月）においても、「我々はこれから何で稼ぎ、何で雇用するか」（同上：302）というタイトルのもとで、「医療・介護・健康・子育てサービス」は「インフラ関連/システム輸出（原子力、水、鉄道等）」、「環境・エネルギー課題解決産業（スマートグリッド、次世代自動車等）」、「文化産業立国（ファッション、コンテンツ、食、観光等）」、「先端分野（ロボット、宇宙等）」とともに「戦略5分野」の一つに掲げられており、2020年時点での市場規模は約30.5兆円（戦略5分野全体では約179.3兆円）と推計されている（同上：303）。

さらに2012年12月に成立した第二次安倍政権では、「全員参加の社会」、「多様な働き方の実現」（内閣府『日本再興戦略』、2013a：29-32）というレトリックのもとで、「女性の活躍推進」や「母子家庭の母等への就業支援」によって「約40万人分の保育の受け皿を新たに確保」するために、「社会福祉法人はもとより、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進する」（同上：34）として保育の市場化の方向性が明記されている。このような方針にそって、2015年7月には、「岩盤規制」を打ち抜くための国家戦略特区として「外国人家事支援人材の活用」のための経済特区法<sup>3)</sup>、同年8月には2020年までに指導的立場にある女性の比率を30%にするという「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が相次いで成立した。すなわち2000年代以降進展する保育の市場化は、リチャード・ティトマスが批判的に述べているように、まさに社会政策が雇用政策に従属する「侍女モデル（Handmaiden Model）」（Titmuss, 1974：31）にもとづいていると言えよう<sup>4)</sup>。

保育の市場化は「準市場」という理論と政策によって推進されている。「準市場」の理論は

3) 国家戦略特区・家事支援外国人受け入れ事業の初の採用自治体は神奈川県であり、2016年7月の時点で、ダスキン、パソナ、ポピンズの三つの特定機関（受け入れ企業）に「特定機関基準適合通知書」が交付されている（神奈川県産業労働局（2016）「全国初の国家戦略特区・家事支援外国人受入れ事業」、<http://www.pref.kanagawa.jp/ct/f535107/> 2019年10月15日アクセス）。内閣府の地方創生推進事務局「規制改革メニュー」には、2013年以降、都市再生、創業、外国人材、観光、医療、介護、保育、雇用、教育、農林水産業、近未来技術が掲げられている（内閣府（2013b）<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/menu.html> 2019年10月15日アクセス）。

4) この表現は、ティトマスによる三つの社会政策モデル、「残余的福祉モデル」「産業業績達成モデル」「制度的再分配モデル」の区分の中で用いられている。ティトマスは、「産業業績達成モデル」を「社会的ニーズが功績・労働パフォーマンスそして生産性に見合うものとされている」という意味で「侍女モデル（Handmaiden Model）」と呼んでいる。

1980年代の後半にイギリスでジュリアン・ルグランらによってその基礎が確立され、保守党政権のもとで80年代から90年代にかけて教育、医療、住宅、コミュニティケアなどの公的福祉サービス改革で実施に移された。ルグランはそれを戦後福祉行政における「ビッグバン」(Le Grand, 1991: 1258)と呼んだが、その手法は90年代後半より労働党ブレア政権(ニューレイバー)のもとで「第三の道」の社会的投資アプローチによって引き継がれていく<sup>5)</sup>。ルグランは、「準市場(quasi market)」の「市場(market)」とは、「福祉の独占的供給者としての国家が競争的で独立的な供給主体によって置き換えられる」ことを指し、「準(quasi)とは多くの点で通常の市場とは異なっている」ことを意味するという。それは供給面では、必ずしも営利企業ばかりではないからであり、需要面では現金ではなくて国家による「用途を明示した予算やバウチャー」という形態をとるからである(*ibid.*: 1259 60), と<sup>6)</sup>。けれども、実際には、ニューレイバーのもとで保育の市場化は進み、1997年から2006年までに企業による保育は実に7倍に増加した。その結果、2006年時点での私立の保育所の資本規模は約83%, 公立保育所は7.7%にすぎない(Penn, 2007: 192; Gaunt, 2014)。その後、2010年以降の保守党と自由民主党の連立政権および2015年以降の保守党単独政権もまた緊縮財政下、保育の無償時間をさらに増やすことによって市場化を一層推し進めた。実際、オーストラリアの例では、保育市場がバウチャー制度により急速に市場化し、2008年にはChildren's Centerの25%を保有するABCラーニングが破綻して、実に12万人の子どもたちとその親および16,000人のスタッフの生活がリスクに晒されたという(Brennan et al., 2012: 384)。

本稿の課題は、このように2000年代以降、急速に進展する福祉の市場化のもとで、「社会的ケア」<sup>7)</sup>のうち保育に焦点をあてて、市場化が「ケアの危機」(Fraser, 2016: 99)をもたらしていることを明らかにするとともに、ケアの独自性について考察することである。ナンシー・フレイザーは、現代における「ケアの危機」の背後には「資本とケアの矛盾」(*ibid.*)がある

5) ブレア政権は1997年のNHS白書『近代的で信頼できる新たなNHSへ』の中で、90年代初めに導入された「内部労働市場の弊害をなくす」(Department of Health, 1997)としながらも、その一方、公私のパートナーシップによる福祉の混合経済の方向性を目指した。それは、社会的投資アプローチと「準市場」の理論の導入であった。なお、ルグランはブレア政権のもとで2003年から2005年まで首相のシニア・アドバイザーを務め、その後も、保健省や子ども・家族・学校省などのワーキング・グループの座長を務めている。その後、2010年に保守党と自由民主党の連立政権が誕生してからも、各種タスク・フォースの座長を歴任している。

6) ミルトン・フリードマンは、学校教育における「バウチャー制度」を積極的に評価して、それは「親が学校教育に対して財政的な責任を直接にとれるようにできる方向へ次第に移行していくのを促進してくれる」(Freedman, 1980=2012: 訳257)と述べている。つまり公的資金投入による「バウチャー制度」という「準市場」は、供給者間競争の拡大と消費者の「選択の自由」を拡大することによって、バウチャーを超える価格の自由設定を促進し市場化を進展させるというのである。

7) 「社会的ケア」は通常、高齢者介護を指しているが、ここでは社会の再生産にとって必要なケア(育児や介護)という意味で用いている。

という。それは資本主義社会における市場メカニズムとケアの論理との関係を問うことである (Fraser, 2014 = 2015)。

それでは以下、「1」では、1980年代以降の「福祉と労働の新しい考え方」である福祉の契約主義と社会的投資アプローチを、それが典型的に現われたニューレイバーの「第三の道」を取り上げて検討する。近年、わが国では、社会的投資アプローチを福祉の市場化から切り離して「社会への投資」(三浦 2018)であり、「投資」という表現は「権利保障や再分配に拒否反応を示す経済界や中間層の政治的支持を集めるため」(同上：vii)であり「政治的」なものであるにすぎないという道具主義的説明や、社会とは個人を繋ぐいわば「社会資本」(Putnam, 1993)であると説明されることがある。しかしここで問題なのは、福祉国家の変容のもとで政策指針となった社会的投資アプローチの方法と政策的意味である。それは「第三の道」のもとで、公共政策の根拠づけとして市場メカニズムにもとづいた「コスト・ベネフィット分析」<sup>8)</sup>の手法をとっており、新自由主義的な性格をもっている。わが国においても、保育に対する投資とは非認知能力を高めるための幼児教育に対する社会的投資であるという初期教育論が展開されている。例えば、池本 (2016) や大竹 (2015) は、ジェームズ・ヘックマン (Heckman, 2013 = 2015) の「幼児教育の経済学」にもとづいて、就学前の子どもに対する社会的投資を「ハイリターン」であるという<sup>9)</sup>。つづいて「2」ではジュリアン・ルグランの「準市場」の理論を検討することによって、その理論的枠組みが個人の選好、動機、選択にもとづいた「合理的主体モデル」(Lewis, 2010 : 483)<sup>10)</sup>であることを明らかにする。「3」では福祉の市場化に対抗するフェミニスト経済学によるケアの理論を考察する。資本主義のもとでのケアの位置づけ、ケア労働の关系的労働としての意味、ケア供給レジーム論が検討される。

## 1. 福祉の契約主義と社会的投資アプローチ

### (1) 福祉の契約主義

「契約」概念は本来18世紀以降の近代社会の基本的なコンセプトであり、それは国家と市民

---

8) 1980年代以降の新自由主義のもとで、公共政策による国家介入の理論的根拠づけとして「コスト・ベネフィット分析」が主流になる。それは、新古典派経済学による「厚生経済学の定理」の前提である完全競争が「市場の失敗」によって成立しない場合に、パレート効率性を達成するための「補償原理」として位置づけられている。「厚生経済学の定理」の批判については竹田 (2008) を、クリントン政権下の「コスト・ベネフィット分析」をめぐる議論については Hahn (2000) を参照。

9) 中室 (2015) もまた、ヘックマンの理論に依拠して、幼児教育の重要性を説く。

10) ジェーン・ルイス (Lewis, 2010) は、エスピン アンデルセン (2009 = 2011) が女性を高所得と低所得に分断して、低所得の母親の子どもへの投資が「パレートの意味で真に最適なモデル」(Esping Andersen, 2009 = 2011 : 訳35) を成立させて「女性革命」を達成すると主張することに対して、それが「合理的主体モデル」にもとづいており、構造的分析がないと批判する (*ibid.* : 483)。

との関係を規定するものであった。けれども1980年代以降、新自由主義のもとで福祉国家は変容し、福祉の供給に「契約」関係が導入されるようになった。それは従来の社会契約における国家と市民との社会契約ではなくて、国家と個人との契約関係である。それを「福祉の契約主義」と呼ぶ (White, 2000, 2004; Gerhard, Knijn and Lewis, 2002; 原 2008)。福祉の契約主義は、一方で「福祉から就労へ (welfare to work)」という福祉国家の理念の変化をもたらすとともに、他方では、福祉受給についてのコンディショナリティ<sup>11)</sup>の強化や雇用労働至上主義による「労働倫理」にもとづいて、シングル・マザーや長期失業者などの福祉受給者を「依存の文化」(Murray, 1984; Mead, 1986)として批判する。ジェーン・ルイスはそれを、ニューレイバーによる若者、長期失業者、および一人親に対するニューディール・プログラムに見られるように、「福祉と労働に関する新しい考え方」(Lewis, 1998: 4)と呼んでいる。

さらに、福祉の契約主義は「必要」(ニード)にもとづく福祉の供給を、「契約」概念の導入によって容易に「需要」(ディマンド)にもとづく福祉の供給に転換する。その結果、市場における「消費者選択」や「効率性」という概念がイデオロギーにまで高められる。実際、わが国においても、1998年の社会福祉基礎構造改革<sup>12)</sup>の「中間まとめ」以降、従来の福祉の供給制度である措置制度にかわって「準市場」が導入され、ケアの市場化が進行しつつある (伊藤 2019)<sup>13)</sup>。2000年には公的介護保険制度が施行され、2003年には障がい者福祉・支援費制度、2005年には障がい者自立支援法、そして2015年4月1日からは「子ども・子育て関連3法」(2012年成立)にもとづいて「子ども・子育て支援新制度」が始まった。われわれは、このような「契約の文化」(Lewis, 1993: 173)にもとづく福祉の市場化の実践をイギリスにおいて典型的な姿で見ることができる。それは1980年代の保守党サッチャー政権のもとで確立し、その後、1997年以降のブレア政権に引き継がれることになった。

ニューレイバーによる「第三の道」における「福祉の契約主義」の考え方はすでに、『社会的正義 国民的再生のための戦略 (Social Justice: Strategies for National Renewal)』

11) ダニエル・セージ (Sage, 2012 = 2018 (藤田理雄訳)) は、『イギリスの社会的態度 (British Social Attitude)』調査シリーズを用いて、ニューレイバーの福祉のコンディショナリティを検討している。そこでは、福祉の契約主義のもとで「失業者に対する眼差しが深刻なほど厳しくなって」(同上: 4)あり、サッチャー時代よりもさらに労働者階級の分断と社会の分断が深化したことを明らかにした。

12) 1998年に旧厚労省で社会福祉基礎構造改革の報告が行われ、福祉の措置制度をあらためて「家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるよう支える」という理念が提起された。措置制度とは、無差別平等のもと、国が最低基準を定め、公が必要と認めたものを公費で給付する「方法」である。社会福祉基礎構造改革以降、福祉の供給が福祉受給者と福祉施設との直接契約制度にもとづくものとなり、福祉の市場化が進展することになった。

13) 社会政策学会第134回大会 (2017年度春季, 6月4-5日, 明星大学)の共通論題は「福祉の市場化を問う」であった。そこで筆者は「福祉国家の変容とケアの市場化 イギリスにおける保育政策の展開とジェンダー平等」を報告した。その内容は原 (2018a)を参照。

(The Commission of Social Justice, 1994) のなかに登場する。本書は労働党が1992年の総選挙で優位であると言われながらも敗北した後に、当時の党首ジョン・スミスによって、公共政策研究所 (Institute of Public Policy Research, IPPR) の協力のもとで、ペバリッジ報告以来50年間の社会政策を再検討したものである。そこでは、「われわれは福祉国家を、困難に直面した時のセーフティネットから、経済機会を目指すスプリングボードにしなければならない」(ibid., 1994: 20) として、97年以降にニューレイバーによって本格化する子どもやコミュニティへの投資が述べられている。以下の文章はブレアが1993年に、*Arnold Goodman Charity Lecture* で講演した文章の一部であるが、『社会的正義』(1994年)の内容を反映するものとなっている。

「現代のシチズンシップの考え方は権利を与えるが義務を要求する。敬意を示すが見返りを要求する。機会 (opportunity) を与えるが責任 (responsibility) を求める……これらがすべて一緒になってコミュニティについての現在の見方を再構成する考え方を形づくることになる。そこでは相互依存と独立の双方が認められるし、強力で団結力のある社会の存在は個人の向上心の達成や進歩にとって本質的である。」(Blair, 1996: 218, 220; White, 2004: 27)

つまり政府と市民との「新しい契約」(*New Ambitions for our Country: A New Contract for Welfare*, 1998: 80) とは、政府による「機会 (opportunity)」の提供と市民の「責任 (responsibility)」との関係、そして強力なコミュニティの存在ということになる。この「機会」とは労働機会であり、「責任」とは労働責任である。そしてコミュニティはそれらが機能するための生活の質を規定する空間を形作ることになる。

さらに『社会的正義』(1994年)では、この労働が雇用労働であることと welfare to work の思想が明確に述べられている。

「労働はわれわれの生活の中心であり、支払い労働も不払い労働もわれわれの必要を満たし、富と分配のための資源を生みだす。……しかし貧困から抜け出すためには支払い労働が最良の道であるとともにディーセントな生活水準の達成を望みうる唯一の方法である。……労働は福祉の一部である。……」(*Social Justice*, 1994: 151)。

以上の思想は、97年に成立した労働党政権によって政策に移されていく。98年の『緑書』(*New Ambitions for our Country: A New Contract for Welfare*) には、「現代福祉国家の核心には、責任と権利にもとづく、市民と政府の間の新しい契約が存在することになるだろう」(Department of Social Security, 1998: 80; White, 2003: 12) と述べられている。す

なわち国家は契約にもとづいて福祉の給付をおこなうが、それは、責任ある行動という「準契約的な見返り (quasi contractual return)」を要求する。具体的には、「失業給付資格は積極的な求職活動のような労働関連活動に強く条件づけられる。……両親への福祉給付は子どもの非行を防ぐことを条件とした、福祉受給者には薬物治療を条件としたり、若いシングル・マザーには援助の条件として、監督者つき住居への入居が条件とされる」(White, 2003: 13)。フリーランドとキングは、このようなニューレイバーにおける「福祉の契約主義」の原理は「選択」的・強制的であり、1980年代の保守党政権による福祉改革における政府と市民との契約という考え方や消費者倫理の導入の延長線上にあるという。その事例として以下の四つを挙げている。そこでは政府の政策選択によって実際に契約あるいは契約と類似の関係が導入されている。以下、順次管理の「強制的性格」が強まっていく。(1) 学校と生徒と両親との「家庭と学校との協定 (home school agreement)」, (2) 囚人と刑務所当局間の「契約 (compacts)」, (3) 青少年犯罪者と青少年犯罪者委員会との間の「青少年犯罪に関する約定 (youth offender contracts)」, (4) 雇用サービスと手当を申請している失業者との間の「求職者協定 (jobseeker's agreements)」(Freedland and King, 2003: 466)<sup>14)</sup>。

以上見られるような「福祉の契約主義」は、80年代の新自由主義による規制緩和政策と同様に雇用労働至上主義であり、「市場に存在する失業の脅威」にもとづいて「社会的規律」を強化する新保守主義的統治をとまなっている (Levitas, 1998 = 2005: 15)。そこから次の二つの特徴を指摘することができる。

第1は、この契約主義化が、「労働中心 (work related)」の「ワークフェア (welfare to work)」とよばれる政策に対応することによって、「社会において、典型的には無償でおこなわれているケア労働のような形の社会的貢献に対しては……不当な」(White, 2003: 15) 取り扱いとなることである。

第2は、「ワークフェア」政策が家族と労働市場の変化を背景として、市場主義化・個人主義化の名のもとで、いわゆる新自由主義的な上からの「成人稼ぎ手モデル (adult worker model)」(Lewis and Giullari, 2005) の推進と同時に進められることである。つまり福祉の契約主義は実際には、古典的な「社会契約」とはことなり、「政府と、カテゴリーとしての市

14) これらの事例のうち「求職者協定」は保守党時代の「求職者手当」にその起源をもつのであるが、1997年以降は労働党のもとでニューディールプログラムの礎石となっていく。1997年時点では若者だけがその対象だったが、1998年6月からは25歳から50歳に拡大されており、2000年にはさらに、ひとり親や障がい者、高齢の長期の失業者を含めて約100万人が対象となったと言われている。2001年3月には失業者とひとり親の最下層に焦点をあてた失業手当のさらなる引き締めが行われた。さらに読み書きができない失業者が給付の条件となっている読み書き学級へ参加しなかった場合は給付が打ち切られたり、ホームレスや薬物中毒者はジョブ準備計画に参加することを条件に宿泊所を見つけたり、薬物治療を受けることができる。フリーランドとキングはこのような規律性と罰則はワークフェアの「不寛容 (illiberal)」な帰結であることを強調する (Freedland and King, 2003: 475)。

民の間の集会的合意 (collective agreements) ではなく、政府と個人的市民の間、あるいは国家の保護下にある市民同士の契約」(Gerhard, Knijn and Lewis, 2002: 115) となっている。そこでは当然男性と女性とは同一の自律的個人として取り扱われることになる。家族における「(家族メンバーをケアするという) 私的義務はもはや、シチズンシップにとっての障害とはみなされない。平等な権利は男性に対しても女性に対しても、雇用への参加をとおして達成されることになる」(ibid.: 114) からである。

以上の論点は、わが国における共働き世帯の増加に対しても当てはまる。「女性活躍推進法」(2015年) や「働き方改革」(2018年) などの女性労働力政策が「一億総活躍社会」の名の下で推進されているけれども、女性は育児のために非正規労働につかざるをえない。つまりそれは、家族における男女役割分業や、労働市場における男女賃金格差などの「男性稼ぎ主モデル」のもとで、新自由主義的な「成人稼ぎ主モデル」が政策によって推進されていることを表している。したがって、市場化による保育の量的拡大政策が保育の質の保障を伴わなければ、たとえ共働き世帯が増加しても、それは真 (genuine) の増加ではなくて、現実との妥協という意味での現実的 (realistic) な増加であるに過ぎない<sup>15)</sup>。

## (2) 社会的投資アプローチとケアの市場化

1997年から2010年までの労働党政権は「ニューレイバー」と呼ばれる。そして「ニューレイバー」がとった新しい政治と政策が「第三の道」である。アンソニー・ギデンズは、「第三の道」のもとにおける福祉国家を「ポジティブ・ウェルフェア社会」(Giddens, 1998: 訳196) であるとして、社会的投資アプローチについて次のように述べている。すなわち、ベバリッジが『社会保険および関連サービス』(Beveridge, 1942) のなかで戦後の社会保障制度の目標として掲げた「窮乏、疾病、無知、不潔、怠惰」という人類の「五大悪」に対する「宣戦布告」はすでに「ネガティブなものばかり」(同上) であり、「これからの福祉のあり方は、個人ならびに非政府組織が、富を創造するポジティブ・ウェルフェアの主役なのである。……指針とすべきなのは、生計費を直接支給するのではなく、できる限り人的資本 (human capital) に投資することである。私たちは、福祉国家のかわりに、ポジティブ・ウェルフェア社会という文脈の中で機能する社会的投資国家 (social investment state) を構想しなければならない」(同上: 117)。

15) 2018年10月から12月期の労働力調査によると、家事や育児、介護のために非正規の働き方を選んだ人は267万人と、2013年1～3月期に比べて48%増えた。そのうち、女性は259万人で、「正規の仕事がない」ことを理由に非正規になったのは123万人である。残りは「介護・育児で非正規」を選んだ人である。女性活躍推進や働き方改革が喧伝されてもなお、女性労働力の増加の多くが非正規労働であることがわかる (『日本経済新聞 (電子版)』2019年3月21日)。

### 子どもへの投資と「資産の平等主義」

「第三の道」による社会的投資アプローチには、明確な平等概念が存在しない。それは、ジュリアン・ルグランが適切に述べているように、「第三の道」においては「福祉国家は社会民主主義よりも新自由主義に近い位置にある。福祉国家は再分配のためではなく、『リスクのプーリング』のための手段であり、……人々の動機は、人的資本ストックを高めて起業家精神と危険負担能力を発展させることである」(Le Grand, 2003: 156), と。事実、トニー・ブレアは1997年に18年ぶりに政権を取った直後の演説で「忘れられた地区と、忘れられた人々を失くす (no forgotten people and no no hope areas)」として、子どもの貧困対策への強い決意を述べた。その後、*Opportunity for All* (Department of Social Security, 1999) の中で、2020年までに子どもの貧困を撲滅し中期目標として2010年までに半減するとした。その方針は、子どもの貧困に対して公的責任を明確に認めたという点においては、イギリスにおける過去20年間の家族に対する私的責任論と比較して画期的であった<sup>16)</sup>。けれども政策の方法は、子どもとコミュニティへの投資であり、「ニュー・パブリック・マネジメント」に見られるように「準市場」の手法による公私のパートナーシップであった。したがって、1997年に社会的排除防止局 (Social Exclusion Unit, SEU) が設置されたときに、54人の社会政策と社会学の教授たちが、*Financial Times* への手紙の中で、SEU の設立を「歓迎」しながらも、その一方で、所得の再分配がないと批判した。それがなければ、ニューレイバーの貧困対策は「一方の手を縛られた」状態のままであるという (Hills, Sefton, and Stewart, 2009: 9)。

つまり、ニューレイバーによる子どもの貧困対策は、分配的正義による平等の理念にもとづくものではなくて、社会的投資アプローチによって社会的に包摂するという意味での「平等」であった。スチュワート・ホワイトが言うように、「第三の道」には明確な「平等」概念は存在しないけれどもワークフェアという考え方の中に「資産ベースの平等主義」という独自の考え方が展開されている (White, 2004: 30)。その論理は以下のとおりである。まず国家による福祉の供給は単に不利な状況を軽減することに求められるのではなくて人々が不利な状況に陥ることを避けることができる資産形成に向けられるべきである (*ibid.*)。ここで、二つの主要なターゲットが選ばれる。一つは、将来の労働者・市民である子どもへの人的投資。もう一つは、排除されたコミュニティへの投資である。すなわち将来の良質な教育を受けた労働力はポスト工業社会の知識経済にとって重要であるとともに、所得の平等に資するということになる。子どもへの投資は「社会的投資戦略の中心」となった (Lister, 2006: 53)。

### 社会的投資アプローチと人的資本論

さらに社会的投資アプローチは、人的資本論および認知心理学や脳科学による一連の幼児発

16) ニューレイバーによる社会民主主義の立場は、労働「機会」の提供、労働する「義務」、そしてそれを可能にする空間としてのコミュニティの存在である (原 2012: 66) 参照。

達に関する研究成果に根拠付けられている。事実、1997年に開始された大蔵省の『包括的歳出評価 1999～2001 (*The Comprehensive Spending Review*)』には、レオン・ファインスタイン (Feinstein, 1998) とジェイン・ウォルドフォーゲル (Waldfoegel, 1999) による、社会階層とこどもの教育水準に関する調査研究が、政府による貧困地区の子どもへの投資政策の「根拠資料 (evidence)」として挙げられていた (Stewart, 2009b: 48)。ファインスタインはイギリスにおける4歳以下の子どもの教育上の発達がその後の教育成果に与える影響について調査した。そこで、22か月と42か月の幼児からサンプルが選ばれ、その子どもたちの社会的養育環境と、子どもたちが5歳児、10歳児に成長した時点の教育水準の相関関係が調査された。ファインスタインの研究の理論的前提は「教育は将来、諸個人の生産性に現れる」がゆえに「諸個人の生産性が上昇するように支援することが間接的に、将来の所得の増大をもたらす」(Feinstein, 1998: 2) という人的資本論である。それはさらに「教育の経済学」に結びつく。すなわち、子どもたちの教育成果に対する貢献度は、学校の質よりも、子どもたちの「親の教育に対する関心」(*ibid.*)の方がより大きいという。それは、五分位で評価された各世帯の所得階層と子どもへの関心度の高さの相関関係として示される。つまり所得階層が上位にいくほど、子どもの教育に対する親の関心度が高まるという正の関係がみられるという。

一方、ウォルドフォーゲル (Waldfoegel, 1999) は、ランド研究所 (Rand Institute) による幼児教育研究、1960年代にアメリカに導入された貧困家庭の子どもたちに対する就学前の幼児教育である「ヘッド・スタートプログラム」の長期的影響に関する調査研究、そしてアメリカの国立小児保健発育研究所 (National Institute of Child Health and Human Development, NICHD) による育児研究などの成果にもとづきながら、幼児教育のもつ潜在的利益と不利益を明らかにした。こうしてその後、「第三の道」における社会的投資アプローチは、ファインスタインやウォルドフォーゲルによる研究成果による「エビデンス」に根拠づけられることになった。すなわちブレアによって導入された「シュア・スタート」プログラムや、「就学前の子どもに対するサービスへの実質的な投資」(Stewart, 2009b: 48)の指針になったのである。

ここで注目されるのは、「第三の道」における子どもへの初期投資は当初より「二つの課題」(*ibid.*: 48)をもつことになったことである。一つは、子どもの貧困を削減するという課題であり、もう一つは貧困地区に対する教育、健康、両親へのサポートなどの公共政策によって広範な不利な状況を社会的投資によって削減するということである。すなわち前者は貧困の削減を、後者は貧困な子どもとその家族（とくにひとり親の女性）の社会的包摂と将来への投資を意図するものである。それは具体的には、保育施設の拡充のための投資の拡大が「準市場」化による公私のパートナーシップの下で推進されるとともに、貧困な地区と家族の母親を就労に結びつけることであった。実際、前述のように保育の市場化は進み、1997年から2006年までに私企業による保育園が実に7倍に増加している。その過程で、5人に1人の母親が保育費の支

払いに困難を感じているという (Stewart, 2009a: 63)。

社会的投資アプローチは、子どもの貧困に対しても二つの相異なる現象を生み出している。一方における相対的貧困率の減少と、他方における所得格差の拡大である。LSE (London School of Economics) の社会的排除防止センター (Center for Analysis of Social Exclusion, CASE) のキティ・スチュアートによれば、子どもの貧困率 (相対的貧困率) は、1996/97年と2006/7年を比較すると16%の低下である。また貧困率の持続期間も、過去4年間のうち3年間、貧困線以下で過ごした子どもの割合は1994/97年における17%から2002/05年における11%へ減少した。政府の公約には届かない値だが (目標は、相対的貧困率の25%減少)、数字上は着実な成果をあげたといえよう。しかしその一方、あらたな問題を生じさせた。それは所得格差の拡大である。所得の不平等は1996/97年以降、一時下落したとはいえ、2004/05年には上昇しはじめて、2006/07年には1996/97年レベルに戻っている (Stewart, 2009a: 428)。一方における相対的貧困率の上昇と、他方における所得格差の拡大の意味するところは何か。すなわち、ひとり親の女性たちは、子どもの貧困対策にもとづく労働市場への包摂政策のもとで、結果として労働市場のマージナルな位置に身を置くことになっている。

テス・リッジ (Ridge, 2009) は「雇用こそは、不利な状態にある子どもたちとその家族の利益になる」というニューレイバーのワークフェア政策を検証するために、ひとり親の低所得家庭に対して、2003年から2007年にかけてインタビュー調査をおこなった。そこで取り上げられたのは、50人のひとり親の母親と61人からなる子どもたちである。そこでわかったのは、第一に母親たちの就労がきわめて不安定なことである。彼女たちは雇用と失業との間で、「生活保護と就労との間のサイクル」 (*ibid.*: 504) を描いている。インタビューに応じた子どもたちもまた、母親が雇用についたときは喜び、失業した時は再び社会的剥奪状況に陥ることへの不安とともに、母親のことを気遣うという経済的にも精神的にも不安定な生活を送っていた。それは、家庭における母親と子どもとの間のケアの時間の不足とケアの質の低下を生み出すことになっている (原 2012: 42)。

## 2. 「準市場」の理論と政策

以上見られるように、イギリスのニューレイバーによる子どもの貧困対策と保育政策は「準市場」化による社会的投資アプローチにもとづくものであった。わが国においても、1998年の社会福祉基礎構造改革以降、従来の福祉の供給制度 (措置制度) にかわって「準市場」が導入された。それはまさに1980年代以降の「契約の文化」<sup>17)</sup> (Lewis, 1993: 173) の広がりであっ

---

17) ジェーン・ルイスは、メジャー政権下、1993年のコミュニティケアへの「準市場」の導入に対して、供給主体である非営利のボランティアセンターが「準市場」による「契約の文化」に取り込まれることによって、市場化したことを明らかにしている。

た。「準市場」化という福祉の市場化は、2000年の公的介護保険制度の導入以降、障がい、保育という社会的ケアの領域で実践に移されている（駒村 1995, 1999, 2008；佐橋 2006；後 2015；平岡 2017）。本節では、まず「準市場」の理論的性格について検討する。

#### （1）「準市場」の導入

「準市場」とは、福祉の供給主体に民間営利・非営利の参入を認め、公的機関の責任をサービスの調整や購入の役割に限定することである。つまり従来の措置制度との違いは、公的機関による福祉の供給に対する責任が民間に移譲されることである。それは、福祉国家の「縮減」による財政支出の削減と、福祉の契約主義による市場化の論理を適切に表す理論的・政策的概念である。このような「準市場」の理論は1980年代後半から90年代前半にかけてイギリスで、ジュリアン・ルグランやハワード・グレナスター（Le Grand, 1991, 1997a, 1997b, 2003 = 2008, 2007 = 2010；Glennerster, 1991；Glennerster, Power and Travers, 1991）<sup>18)</sup>らによって議論された。ルグランは「準市場」による福祉サービス改革は右派・左派を問わないという。実際には、その多くが Institute for Economic Affairs や Adam Smith Institute などの保守派のシンクタンクによって提起されているが、その一方、中道左派の雑誌である *Samizdat* 誌上でも、労働党のマイケル・ヤング（Michael Young）やパトリシア・ヒュイット（Patricia Hewitt）らによって「準市場」論が提起されている（Le Grand, 1991: 1260）。1989年にヤングは、NHS における GPs（General Practitioners）に対するバウチャー制度の導入を提案した。また労働党のニール・キノック（Neil Kinock）の下で働き、後にブレア政権のもとで財務省や通商産業省、保健省の大臣を務めたヒュイットは育児休業終了後の5歳未満の子どもに対する保育のバウチャー制度構想を提起した（*ibid.*）。

ルグランはイギリスにおける社会サービスへの市場メカニズム導入が実施に移された1988年、1989年を、イギリス社会政策史における「ビッグバン」（Le Grand, 1991: 1258；駒村 1995: 75）と呼んでいる。1988年には「教育法」、1989年には「地方自治体および住宅法」が成立し、さらに同年、NHS 改革に関する報告書や、コミュニティケアと地方への権限移譲を提言した「グリフィスレポート」が提出された。その後、1993年にはメジャー政権のもとでコミュニティケア法が成立した。

---

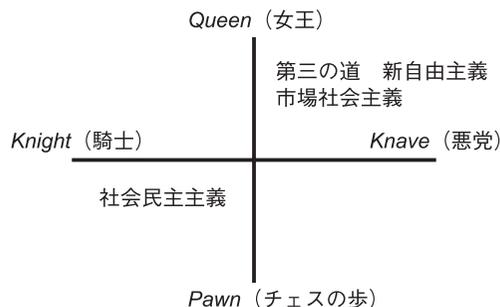
18) ルグランは準市場を正当化する理論的根拠を述べている。それに対して、グレナスターは当時、相次いで行われた市場化による福祉改革の政策的帰結の問題点を検討した。そこでは、「中産階級が政治的パワーのヒエラルキーの中で排除される問題が生じること」（Glennerster, Power and Travers, 1991）が指摘されている。

## (2) ルグランによる「準市場」の理論

## Knight/Pawn モデルから Knave/Queen モデルへ

ルグランは「準市場」論構想について次のように述べている。すなわち戦後福祉国家におけるコンセンサスとは、福祉国家における社会サービスの担い手は強い「利他心」を備えており、また納税者も「啓蒙的利己」から恵まれない人々への同情心をもっていたという前提に支えられたものであった。しかし、80年代のサッチャー時代以降は、ヒュームにならって、社会サービスで働く人々は利己心にしたがう Knave (悪党) という前提のもので組織が組み立てられるようになった。「準市場」は、このように納税者は利己的であるという動機を社会サービス市場に導入したうえで、市場のインセンティブによって利己心を公共財に向けて機能させるという方法である (Le Grand, 1997b: 337-8), と。図1は政策立案者が、公共サービス部門で働く労働者と福祉サービス受給者の動機や行為主体をどのように考えているのか (イデオロギー) について、ルグランが整理した図である (Le Grand, 2003: 16)。

二つの直交する軸の横軸は人間の行動を駆り立てる動機 (motivation) であり、縦軸は行為主体 (agency) の性格である。つまり従来の福祉国家のイデオロギーである社会民主主義は、人間の動機を利他的な Knight (騎士) のように、福祉受給者を受動的で消極的な Pawn (チェスの歩) のようにみなしている (Knight/Pawn)。それに対して、80年代のサッチャー政権に見られるような新自由主義は、人間の動機を利己的な Knave (悪党) とみなし、福祉受給者は能動的で積極的なチェスの駒の Queen (女王) とみなしている (Knave/Queen)。市場社会主義は「平等や社会的正義という社会民主主義的目的を新自由主義的な方法、つまり市場に依存することによって達成しようとする」 (ibid.: 15) として、右上の象限で新自由主義の左側におかれている。ブレア政権による「第三の道」 (Giddens, 1998) もまた「福祉国家は社会民主主義よりも新自由主義に近い位置にある。福祉国家は再分配のためではなく、『リスクのプーリング』のための手段であり『社会的投資国家』と呼ばれている。つまり人々の動機は、人的資本ストックを高めて起業家精神と危険負担能力を発展させることである」



(出典) Le Grand, 2003: 16.

図1 動機、行為主体とイデオロギー

(Le Grand, 2003: 15 6)<sup>19)</sup> と。したがって、「第三の道」は「社会市場ではあっても、市場を明らかに好ましいものとみなしている」(ibid.: 16)として、市場社会主義とともに右上の象限に位置づけられている。そして、「準市場の登場が、左下の象限から右上の象限への移行」(ibid.: 17)をもたらすことになると言う。

以上見られるように、ルグランの「準市場」論の特徴は、市場における行為主体が動機にもとづいて主体的で合理的に行動することを前提している点にある。ルグランは一貫して、リチャード・ティトマスによる「市場は人々の選択の幅を狭めてしまう」という主張を批判する。実際、ティトマスは「人間が社会的に、また生物学的に助けたいというニーズを持っているのに、それを表現する機会を奪うならば、それは贈与関係 (gift relationship) に入る自由を奪うことになる」(Titmuss, 1970 = 1997: 310 11) と述べていた。

ルグランによる「準市場」の理論的性格は、以下に見られるように、ティトマスの *The Gift Relationship* (Titmuss, 1997) の「あとがき」の中に明瞭である。

#### ルグランによるティトマス批判

ティトマスの *The Gift Relationship* は、アメリカの血液市場とイギリスの「献血」制度の比較研究である。けれども本書は、その中心的テーマが人間行動における「利他心 altruism」一般の問題であったために、アメリカの市場化された血液市場や当時の HIV/AIDS の広範な流行の問題を超えて、福祉制度の市場化の意味を問うものとなっている。本書におけるティトマスの基本的主張は「利他心は道徳的に健全なだけでなく、経済的にも効率的である」(ibid.) という点にある。

ルグランは *The Gift Relationship* への「あとがき」において、内容を4点に整理して批判している。ルグランによれば、ティトマスの第一の主張は、血液市場は経済学でいう「分配の非効率性」が支配する場であり不足や過剰のような「無駄」が生じる。さらに重要なのは「汚染された血液」によって血液の質の低下とそのことによる破滅的影響を生み出す。第二はこのような血液市場の管理はボランティアによる献血よりも費用がかかる。第三は血液市場というものは悪い方向で「再分配的」である。そこでは「貧者から富者へ、不利で搾取されている者から、有利で力のある者へ血液とその生産物の移転が起きる」。第四は、最も破滅的なのは、血液市場は最終的に社会全体を貶めてしまう。そこでは「献血という利他的動機は排除され、荒々しい計算高い利己心にとってかわられる」(Le Grand, 1997b: 333 4) というものである。

それに対してルグランは、市場における動機と行為主体の議論を展開することによってティトマスを批判している。一つは、ティトマスの議論は「衝撃的」ではある。しかし、血液市場

---

19) この箇所は、ルグランによるギデンス (Giddens, 1998: 116 18) からの引用である。

の非効率性の問題点とは、市場における「情報の非対称性」や「逆選択」の問題であり、市場それ自体の問題ではない (*ibid.*: 334)。もう一つは、市場では貧者から富者への富の再分配が起こると主張にたいしては、貧者は暮らし向きが悪くなったとは言えない。なぜなら「貧者自身の期待では、暮らし向きが良くなると考えていたのであって、そうでなければ、そのような取引を行わないだろうから」 (*ibid.*: 335)。

こうして、ルグランの理論は、ティトマスのいう市場の逆再分配機能にたいしても、それを貧者の「選択」の問題に解消する。制度の機動力は、あくまで個人主義的な「利己心」と「選択」の自由ということになる。そして「情報の非対称性」や「逆選択」の問題は、市場自体の問題ではなくて、「市場の失敗」の問題となる。したがって、そこでは市場の効率性の論理は否定されることはない、と<sup>20)</sup>。ルグランは、貧者も含めて「受益者は歩 (pawn) ではなくて、おそらく利己的やり方で、インセンティブ構造に反応する能動的主体である」 (*ibid.*: 15) という<sup>21)</sup>。

### 3. フェミニスト経済学とケアの理論<sup>22)</sup>

以上、福祉の契約主義と社会的投資アプローチ、そしてその理論的根拠としての「準市場」の理論を検討した。その特徴は、「契約の文化」にもとづく市場主義であり、「合理的個人モデル」であった。けれども現実には、「準市場」による福祉の市場化は「ケアの危機」を生み出している。それに対して、以下に見られるように、フェミニスト経済学はケアと市場との関係、ケア労働の意味、そしてケアレジーム論による福祉国家の動態化の理論を展開している。

#### (1) 資本主義とケア

ナンシー・フレイザーは、現代における保育や介護などの「ケアの危機」(Fraser, 2016: 99)の根底には「資本主義とケアの矛盾」(*ibid.*)があるという。フレイザーは、資本主義社会において経済 (= 市場)の領域は社会の一部に過ぎないという理解にもとづいてケアの理論

20) このような論理は、「厚生経済学の定理」を前提したものである。完全競争が達成されていればここでは「パレート最適」が実現することになる。「情報の非対称性」や独占の存在などによって「市場の失敗」が起きた場合にのみ、政府の介入が行われることになる。

21) ルグランは、リバタリアンのチャールズ・マレー (Murray, 1984) やローレンス・ミード (Mead, 1986) に対しては、「人格を本質的に受動的なものとしている」(Le Grand, 2003: 14)として批判している。一方、バーナード・マンデヴィル (Mandeville, 1714) を、政策立案にさいして、人々が「悪党 (knave)」であるという確固たる事実に向けた最初の哲学者であり、風刺家であるとして評価している (Le Grand, 2003: 12)。

22) 本節のうち、(2)と(3)は原 (2016a: 46 7, 154 5)の内容をもとに整理・補足したものである。

を展開する。つまり、資本主義的市場メカニズムは資本主義社会の一部であり、市場の外部には市場の「基礎的可能性条件」(Fraser, 2014: 60, 訳11)としてのケア(「社会的再生産」<sup>23)</sup>)や環境が存在するというものである。家族における労働力の再生産過程は市場に労働力を供給する。しかしケア(育児や介護)の論理は市場の論理と異なって、「関係的」「情緒的」労働にもとづく、ケア供給者とケアの受給者との関係である。それに対して、福祉の市場化は、供給主体間の競争と消費者「選択」の自由をケアの領域に導入することによって、効率性を高めるものである。だがそれは、ケア労働条件の悪化や、それに伴うケアの質の悪化、そして「ケアの危機」を導く。こうして資本主義は自らの基礎を掘り崩すことになるという<sup>24)</sup>。

このように、市場と家族における労働力の再生産過程との関係を問うという視点は、かつて1970年代、イギリスや日本における家事労働論争の中に見いだすことが出来る。家事労働論争は、マルクス経済学の観点から、労働市場における賃金メカニズムと労働力を再生産し供給する家族における無償労働との関係を問うものだった<sup>25)</sup>。主要な論点は無償の家事労働が労働力の価値に入るのか否かであった<sup>26)</sup>。

家事労働論争における、市場と家族における労働力再生産過程との関係を問うという視点は、2000年代以降、わが国においても急速に進行しつつあるケアの市場化を語るさいに重要な論点を提起する。以下、家事労働論争の問題提起を継承した上で、90年代にケア労働の独自性を明らかにした、スーザン・ヒメルワイトの理論を考案する。

## (2) 労働からケアへ ヒメルワイトの問題提起

1970年代、イギリスのCSE(社会主義経済学者会議 Conference of Socialist Economics)

23) ここでいう「社会的再生産」とは労働力の再生産過程のことである。

24) ケア領域への市場の侵入は「準市場」化による民営化にとどまらない。フレーザーは「ケアの危機」として、アップルやフェイスブックなどのIT企業が「優能な女性労働者」が出産を先延ばしできるように、「卵子凍結」の費用をプリンジベネフィットとして提供する事例をあげている。それは市場の論理のもとで労働力再生産の「民営化」が身体にまで介入することを示している。さらに、ペンタゴンが若い兵士に対して、「卵子凍結」や「精子凍結」を提供するプランについても述べられている。そこでは「軍事的論理」が労働力の再生産に優先している(Fraser, 2016: 115)。

25) 1990年代から2000年にかけて、70年代の価値論論争と家事労働論争の成果と現代的意義を問う試みが当時の論争参加者によって行われている。サイモン・モハン(Mohun (ed.), 1994)は価値論論争について、ジル・ガーディナー(Gardiner, 1997)とヒメルワイト(Himmelweit (ed.), 2000)は家事労働論争について回顧している。価値論論争の主要な論客であったヒメルワイトは「後記」のなかで、マルクス価値論から「現実的抽象(real abstraction)」の方法を学んだと述べている。

26) 無償労働は価値を生まないとするセンサスの取扱いに対する女性からの批判は、すでに19世紀末に見られる。例えば、1878年、アメリカの「女性の地位向上協会 The Association for the Advancement of Women」は、センサスにおける「主婦は収入を生み出す労働者ではない」という定義に対して、「労働者であり生産者である女性の数をより注意深く正しく数え上げて考慮するように」という嘆願書を提出している(Folbre and Abel, 1989: 545)。

を中心に繰り広げられた価値論論争、家事労働論争の論客のひとりであったスーザン・ヒメルワイトは1995年に創刊された、*Feminist Economics* 誌に「無償労働の発見：“労働”概念の拡張の諸結果」(Himmelweit, 1995 = 1996) を発表した。まさに90年代のフェミニスト経済学は「ケアの意味と組織の両者をめぐって議論を形作ってきた」(Folbre and Himmelweit, 2000 : 1)。わが国においても、竹中 (2001) による新たな「ケア供給モデル」の検討、久場 (2002) による「制度の経済学」としてのケアの経済学などが展開されている。

ヒメルワイトのケア労働分析の特徴は、以下の二つに整理できる。

第一にヒメルワイトは、ケアという労働概念が市場における労働概念の直接的適用では解明できない特殊な性格をもつという。それは、70年代における無償労働の「発見」を前史としながらも、ケア労働が理論的にも実践的にも独自の性格をもっているという主張である。確かに、家事労働論争における無償労働の「発見」は、二つの画期的意義を持っていた。一つは、家庭における男女役割分業とそれを規定するジェンダー構造の力関係を明らかにしたことである。もう一つは、家族は市場で獲得された商品の単なる消費過程ではなくて、労働市場における供給主体として労働力を再生産する社会的再生産過程であると主張したことである。その結果、家事労働は有償労働と同様に「労働」として社会的に認知されるようになった。そして、その分析は80年代における時間利用調査へのジェンダー視点の導入や90年代における国連93SNA (国民経済計算体系) へのサテライト勘定の導入など、政策の理論的根拠となった。

けれどもヒメルワイトが問題にしたのは、そのような家事労働の「評価」の過程において「あるものが失われた」(Himmelweit, 1995 : 訳117) ことである。「あるもの」とは、家事労働のうち「個人的」で「关系的」「情緒的」な性格をもつケア労働の意味と、それを発見する「能力」である。家事労働と市場労働の関係については、以下のように述べられている。すなわち労働概念は次の三つの要件を必要とする。労働はそれ自身のためになされるものではないがゆえに機会費用概念が成立する、社会的分業に位置づけられる、活動の主体が誰かは関係なく、労働者とその労働との間に距離があることである (同上 : 121)。ヒメルワイトは、ケア労働には の概念が欠落しているという。なぜならケアは、ケアの担い手と、ケアの受給者との関係が「情緒的」で「关系的」(同上 : 124) だからである。

ヒメルワイトの見解の第二の特徴は、ケア労働によって充足されるニーズの社会的性格についてである。市場取引における労働は貨幣によって明確な数字で表すことができるのに対して、ケアによって充足されるニーズは「経済にとって外見上、ほとんど重要性をもっていない」(同上 : 126) かのよう to 現れる。70年代以降の労働力の女性化ともなあって、無償労働は二分化し、一方では炊事や洗濯などの家事労働は市場化という形態で社会化し、他方では無償労働のうち育児や介護などのケアは社会化が困難な労働として家族という私的領域にとどまりつづける。それは、前述のように、ケア労働が、市場における労働の第三の要件を満たしていないことに起因する。

ここでヒメルワイトによって提起されたケア労働の理論的分析は、われわれにとって示唆的である。現実には、女性の労働市場への進出にともなって、育児や介護は「準市場」化という方法で社会化されている。例えばわが国において2015年に施行された「子ども・子育て支援新制度」は、待機児童対策の名のもとで「準市場」の方法によって保育の量的拡大を目指すものである。それは、一方で、営利・非営利の多様な供給主体間の競争の導入を、他方では保育士の配置基準や子ども一人当たりの床面積などの保育条件の規制緩和を伴うものであった。こうした保育の市場化は、非正規保育労働者の拡大と労働条件の悪化<sup>27)</sup>、多様な供給主体間の競争による保育の質の低下、そしてパウチャーを超える差別化された保育に対する保育費の高騰を生み出している。その結果、保育の不安定性が増大している。保育における市場化と労働市場における非正規化という「二つの規制緩和」<sup>28)</sup>の狭間で子どもとその母親は不安定で脆弱な立場におかれている。さらに2019年10月より施行された保育の無償化は、保育条件を満たさない保育施設にも適用されることによって、さらに一層、保育の市場化と保育供給の不安定性を高めることになっている。

このような保育の質の悪化は、政府による保育への「投資」の拡大にもかかわらず、それが市場化を伴うことによって引き起こされている。まさに、フレーザーのいう「ケアの危機」である。ここで論点となるのは、保育の本来的性格は市場化の論理になじまないということである。

### (3) ケアレジーム論 発見的概念としての社会的ケア

エスピン アンデルセン (Esping Andersen, 1990 = 2001) によって提起された福祉国家類型論の中心概念である「脱商品化」指標は、福祉国家の成熟度を測る尺度とされており、具体的には商品化された労働者に付与される老齢年金、疾病保険、失業保険などを指す。一方、ジェンダー視点からは、この指標が家庭内の女性のケア労働を無視しており、女性は男性の扶養家族においてのみ「脱商品化」の恩恵を受けることができるという批判が提起された。エスピン アンデルセンはその批判を受け入れて、後に、育児や介護の社会化を測定する「脱家族化」指標を提起したが (*ibid.*, 1999 = 2000)、そこにはケアの構造的な性格についての理解は存在しない。それに対して、本節で取り上げるメアリー・デイリーとルイス (Daly and Lewis, 1998) のケアレジーム論は「社会的ケア」の持つ構造的な性格にもとづいて、それを「発見的概念 (heuristic category)」として福祉国家動態論を展開しようとするものである。

27) 保育の市場化が保育労働者に与える影響については、全国福祉保育労働組合が実施したアンケート調査をもとに保育士の労働実態を明らかにした清水 (2018) を参照。

28) 筆者は、2019年度の第28回国際フェミニスト経済学会 (Annual Conference of International Association for Feminist Economics, 2019/06/27-29, Glasgow Caledonian University) において、保育をめぐる「二つの規制緩和」について報告した (Hara, 2019)。

デイリーとルイスの理論の最大の特徴は、動態化に際して「誰がケアを担うのか」という「主体」と、「どのような経済的・社会的・規範的状况のもとでケアが行われているか」という「主体」による「活動」の重要性を指摘したことである。それは、比較福祉国家論を含む従来の福祉国家論においては、その主たる分析がもっぱら福祉国家の社会保障プログラムの制度的比較に陥っていることに対する批判の観点を示すものである。

表1は、「社会的ケア」概念の構造とその動態化の枠組みを示したものである。「社会的ケア」の概念はマイクロレベルとマクロレベルに分けて示される。まず上段のケアの概念は、ケア労働、ケアの責任、ケアのコストからなる。中段はケアの担い手の労働環境を指標で示すものであるが、マイクロレベルではケアの担い手の置かれた社会保障、経済的・社会的・規範的状况、経済的活動パターンが示される。マクロレベルにはケア労働が行われる際のインフラストラクチャーと、セクター間へのケア供給の分配がおかれる。そして下段の「変化の軌跡」では、マイクロレベルにおいてケア労働の主体間への分配やその条件の変化、アイデンティティの変化、マクロレベルでは、国家、市場、家族、コミュニティへのケアの分配があげられる。

現実には、日々の活動におけるマイクロレベルでの変化は把握が容易であるが、他方、マクロレベルでの変化は把握が難しい。デイリーとルイスは、動態化はマイクロレベルからマクロレベルへの境界をまたいで生じるといふ。具体的には、育児・介護休業制度における育児・介護時間と所得補償の確保、パパ・クォータ制の導入、保育施設の導入などである。そして、マイクロレベルにおける女性と男性のケアの分配やアイデンティティの変化を通して、マクロレベルにおけるケアの分配の変化をもたらすといふ。ここで提示された「社会的ケア」の概念構造の展開は、ケアを構造的にとらえて動態化を目指す点において、フレイザーによる「資本主義とケアの矛盾」の分析、ヒメルワイトによるケア労働の分析と連携して、ケアの政治経済学の理論

表1 「社会的ケア」概念の構造

	マクロレベル	マイクロレベル
概 念	国家、市場、家族、コミュニティにおけるケアの分配（労働、責任、コスト）	家族とコミュニティの諸個人間のケアの分配（労働、責任、コスト）
指 標	・ケアのインフラストラクチャー（労働、サービス、給付） ・セクター間のケア供給の分配	・誰がケアを担うのか、誰が利用可能な給付の受給者か ・どのような経済的・社会的・規範的状况のもとでケアが行われているか ・ケアを担う世代の女性の経済的活動パターン
変化の軌道	ケアの分配比率：国 家 市 場 家 族 コミュニティ	・ケアの分配の変化 ・ケアの担い手のアイデンティティの変化 ・ケアが行われる条件の変化

(出典) Daly and Lewis, 1998: 8.

を作り上げることになると考えられる。

## おわりに

本稿の課題は、福祉の契約主義のもとで進められている保育の市場化を批判的に検討することによって、その理論と政策の方法を明らかにするとともに、「ケアの危機」(Fraser, 2016)の意味について考察することであった。以下、本論でえられた論点をまとめることにしよう。

第一に、保育の市場化の位置づけについてである。保育の供給に「準市場」を導入するという政策は1990年代末に始まる社会福祉基礎構造改革においてすでに方向性が与えられていた。けれども、その政策上の位置づけは、一貫して、女性労働力創出政策のための保育の拡充政策と、ケアのサービス産業化による「雇用創出」戦略であった。小泉政権の経済諮問会議の『緊急報告』(2001年)においても、民主党政権の「産業構造ビジョン」(2010年)においても、さらに第二次安倍政権の『日本再興戦略』(内閣府 2013a)においても同様である。つまりここでは、保育政策という社会政策は女性労働力推進政策とケアのサービス産業化政策という経済政策に取り込まれている。

第二は、福祉の市場化の論理である「準市場」は、社会的投資アプローチの方法と連携して進められている。「準市場」の理論は行為主体の動機に基礎をおく個人主義的で「合理的」なモデルにもとづくものである。その特徴は、多様な供給主体による競争と消費者選択によって効率性を高めるというものである。すなわち、それは、完全競争における「パレート最適」を前提にしたうえで、福祉の供給においては「情報の非対称性」があるが故に政府の介入を認めるというものである。さらに社会的投資アプローチは、公私のパートナーシップによる混合経済化と「準市場」の手法を伴うものであった。それは市場主義という意味で新自由主義に親和的であり、市場均衡のための「補償原理」としての「コスト・ベネフィット分析」を取り入れた公共政策の方法である。

「準市場」の理論家であり、ブレア政権のシニア・アドバイザーであったルグランは、「第三の道」は「市場を明らかに好ましいものとみなして」おり、「社会民主主義よりも新自由主義に近い位置にある。福祉国家は再分配のためではなく、『リスクのプーリング』のための手段」(Le Grand, 2003: 15-17)であると述べている。事実、ニューレイバーのもとで、保育の市場化は進み、1997年から2006年までに企業による保育施設が7倍に増えている。同時に、保育料が高騰し2007年時点において保育に困難を抱える親が5人に1人となっている(Stewart, 2009a: 63; 原, 2018a: 58)。したがって、社会的投資アプローチが福祉の市場化と結びついていることが重要な論点となる。近年、社会的投資における投資とは、企業を説得するためのレトリックと説明されることがあるが(三浦 2018)、社会的投資アプローチが新自由主義と親和的であることに留意する必要がある。その観点が欠落したまま「投資」をレトリックと言

換えるのは、あまりにも道具主義的であると言わざるをえない。

第三に、保育や介護などの社会的ケアは、ケアする主体とケアを受ける客体（子どもや高齢者）の関係を含む概念である。ヒメルホワイトが言うようにケア労働は関係の労働である。それは、資本主義的市場労働の効率性の論理にはなじまない。その独自の性格は、たとえ家庭で行われていたケアが市場化されてもなお残る。現実には、保育の市場化によって保育の供給主体の多様化とともに、保育条件（保育士の配置基準など）の規制緩和と保育労働条件の悪化（労働時間や賃金など）が生じている。その結果、保育施設と直接に契約を結ぶ子どもの親と子ども達は、自己責任が強化され、きわめて脆弱な立場におかれる。それは、市場がケアの領域に入り込むことによって引き起こされた「ケアの危機」（Fraser, 2016）である。われわれは、社会的ケアの独自性、資本主義とケアの関係を明らかにすることによって、ケアを基軸とした福祉国家の構造の動態（Daly and Lewis, 1998）を描く必要があるのではないだろうか。

#### 参考文献

- 朝日新聞（2019）「幼保無償化 対象拡大に懸念」（2019年3月30日）。
- 池本美香（2016）「待機児童 保育への投資はハイリターン」『朝日新聞』2016年4月24日。
- 伊藤周平（2019）「社会保障制度改革と福祉の市場化 介護保険と保育制度の改革動向を踏まえて」法政大学大原社会問題研究所『日本労働年鑑 第89集』, 63-96。
- 後房雄（2015）「日本における準市場の起源と展開 医療から福祉へ、さらに教育へ」RIETI Discussion Series, 15 J 022, 1-28。
- 大竹文雄（2015）「解説 就学前教育の重要性と日本における本書の意義」ジェームズ・J・ヘックマン著『幼児教育の経済学』東洋経済新報社。
- 神奈川県産業労働局（2016）「全国初の国家戦略特区・家事支援外国人受け入れ事業」（7月27日）。
- 経済財政諮問会議（2001）「サービス部門における雇用拡大を戦略とする経済の活性化に関する専門調査会 緊急報告」。
- 産業構造審議会産業競争力部会（2010）『産業構造ビジョン2010』。
- 久場嬉子（1996）「解説」, スーザン・ヒメルホワイト「“無償労働”の発見：“労働”概念の拡張の諸結果」（久場訳, 1996）。
- （2002）「ジェンダーと『経済学批判』 フェミニスト経済学の展開と革新」久場編著（2002）所収。
- （編）（2002）『経済学とジェンダー』明石書店。
- 駒村康平（1995）「英国における社会サービスへの市場メカニズム導入政策の研究体系 Quasi Market 研究の紹介」『海外社会保障情報』No. 112, 75-81。
- （1999）「介護保険, 社会福祉基礎構造改革と準市場原理」『季刊・社会保障研究』35（3）, 276-284。
- （2008）「準市場メカニズムと新しい保育サービス制度の構築」『季刊・社会保障研究』44（1）, 4-18。
- 佐橋克彦（2006）『福祉サービスの準市場化』ミネルヴァ書房。
- 清水俊朗（2018）「市場化が進む保育政策と保育労働の実態」『社会政策』第9巻2号, 29-43。
- 竹田茂夫（2008）「労働の規制緩和と現代経済学 批判（上）（下）」『労働法律旬報』第1676号, 64-69, 第1678号, 32-39。

- 竹中恵美子 (2001) 「新しい労働分析概念と社会システムの最高値 労働におけるジェンダー・アプローチの新段階」 竹中恵美子編 『労働とジェンダー』 明石書店, 所収 (竹中恵美子 (2011) に再録)。
- (2011) 『竹中恵美子著作集 現代フェミニズムと労働論』 明石書店。
- 内閣府 (2013a) 『日本再興戦略 JAPAN is BACK』。
- (2013b) 地方創生事務局 「規制改革メニュー」。
- 中室真紀子 (2015) 『「学力」の経済学』 Discover。
- 中山徹 (2014) 「新制度の本質とこれからの展望」 中山他 『保育新制度 子どもを守る自治体の責任』 自治体研究社, 5-25。
- (2019) 「政府・自治体が進める保育制度『改革』の全体像と対抗軸」 『住民と自治』 第673号, 9-13。
- 日本経済新聞 (電子版) (2019) 「『介護・育児で非正規』増加 働き方改革は途上」 (2019年3月21日)。
- 原伸子 (2008) 「福祉国家と家族政策の『主流』化 『ワーク・ライフ・バランス』の理論とジェンダー平等」 『大原社会問題研究所雑誌』 No. 594, 1-18。
- (2012) 「福祉国家の変容と家族政策 公私二分法とジェンダー平等」 大原社会問題研究所 / 原伸子編著 『福祉国家と家族』 法政大学出版局, 所収。
- (2016a) 『ジェンダーの政治経済学 福祉国家・市場・家族』 有斐閣。
- (2016b) 「社会的投資アプローチとジェンダー平等 批判的考察」 『大原社会問題研究所雑誌』 695・696, 2-18。
- (2018a) 「福祉国家の変容とケアの市場化 イギリスにおける保育政策の展開とジェンダー」 『社会政策』 第9巻3号, 44-61。
- (2018b) 「イギリスにおける福祉改革と家族 『困難を抱えた家族プログラム (Troubled Families Programme)』 とジェンダー」 『大原社会問題研究所雑誌』 No. 716, 21-41。
- 平岡公一 (2017) 「社会サービス市場の諸理論と国際比較研究の可能性」 『社会政策』 第9巻2号, 75-86。
- 三浦まり (編著) (2018) 『社会への投資 個人を支える つながり を築く』 岩波書店。

#### (外国語文献)

- Beveridge, W. H. (1942) *Beveridge Report: Social Insurance and Allied Services*, white paper, London: HMSO. (W. H. ベバリッジ, 山田雄三監訳 『ベバリッジ報告 社会保険および関連サービス』 至誠堂, 1969)
- Blair, T. (1996) *New Britain: My Vision of a Young Country*, London: Fourth Estate.
- Brennan, D., B. Cass, S. Himmelweit and M. Szebehely (2012) "The marketization of care: Rationales and consequences in Nordic and liberal care regimes," *Journal of European Social Policy*, 22 (4), 377-391.
- The Commission of Social Justice (1994) *Social Justice: Strategies for National Renewal*, London: Vintage.
- Daly, M. and J. Lewis (1998) "The Conceptualising Social Care in the Context of Welfare State Restructuring," in Lewis (ed.) (1998).
- Department of Health (1997) *The New NHS. Modern. Dependable*, London: Stationary Office.
- Esping Andersen, G. (1990 = 2001) *The Three World of Welfare Capitalism*, Cambridge: Polity Press. (G. エスピン アンデルセン, 岡沢憲英・宮本太郎監訳 『福祉資本主義の三つの世界 比較福祉国家の理論と動態』 ミネルヴァ書房, 2001, 岩波書店)
- (1999 = 2000) *Social Foundation of Postindustrial Economies*, Oxford: Oxford University

- Press. (G.エスピン-アンデルセン, 渡辺雅夫・渡辺景子訳 『ポスト工業経済の社会的基礎 市場・福祉国家・家族の政治経済学』 桜井書店, 2000)
- (2009 = 2011) *The Incomplete Revolution: Adapting to Women's New Right*, Cambridge : Polity Press. (エスピン・アンデルセン, イェスタ, 大沢真理監訳 『平等と公立の福祉革命 新しい女性の役割』 岩波書店, 2011)
- Department of Social Security (1998) *New Ambition for Our Country: A New Contract for Welfare*, London: Stationary Office.
- (1999) *Opportunity for All: Tackling Poverty and Social Exclusion*, London: Stationary Office.
- Feinstein, L. (1998) "Pre school Educational Inequality? British Children in the 1970 Cohort," *Center for Economic Performance, LSE*, no.404, 4 34.
- Folbre, N. (1994) *Who Pays for Kids?: Gender and Structure of Constraints*, London: Routledge.
- Folbre, N. and M. Abel (1989) "Women's Work and Women's Households: Gender Bias in the U. S. Census," *Social Research*, Fall, 546 569.
- Folbre, N. and S. Himmelweit (2000) "Introduction, Children and Family Policy: A Feminist Issue", *Feminist Economics*, 6 (1) 1 3.
- Fraser, N. (2014) "Behind Marx's Hidden Abode: For an Expanded Conception of Capitalism," *New Left Review*, 86, 55 72 (竹田杏子訳 『マルクスの隠れ家の背後へ 資本主義の概念の拡張のために』 『大原社会問題研究所雑誌』 No. 683・684, 7 20, 2015.)
- (2016) "Contradictions of Capital and Care," *New Left Review*, 100, 99 117.
- Freedland, M. and D. King (2003) "Contractual governance and illiberal contract: Some problems of contractualism as an instrument of behavior management by agencies of government," *Cambridge Journal of Economics*, 27, 465 477.
- Freedman, M. and R. Freedman (1980) *Free to Choose: A Personal Statement*, Massachusetts : Houghton Mifflin Harcourt Publishing. (西山千明訳 『選択の自由 自立社会への挑戦』 日本経済新聞社, 2012)
- Gardiner, J. (1997) *Gender, Care and Economics*, London: Macmillan Press.
- Gaunt, C. (2014) "Glowing children's nurseries market now worth £4.9bn," *Nursery World*, 17 Nov 2014.
- Gerhard, U., T. Knijn and L. Lewis (2002) "Contractualization," in Hobson, Lewis, and Siim (eds.) (2002).
- Giddens, A. (1998) *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*, Cambridge: Polity Press. (アンソニー・ギデンズ, 佐和隆光訳 『第三の道 効率と公正の新たな同盟』 日本経済評論社, 1999)
- Glennster, H. (1991) "Quasi Markets for Education?," *The Economic Journal*, 101, 1268 1276.
- Glennster, H. and A. Power and T. Travers (1991) "A New Era for Social Policy: A New Enlightenment or a New Leviathan," *Journal of Social Policy*, 20 (3), 389 413.
- Hahn, R. W. (2000) "State and Federal Regulatory Reform: A Comparative Analysis," *The Journal of Legal Studies*, 29 (S2), 873 912.
- Hara, N. (2007) "Towards a Political Economy of Care," *Journal of International Economic Studies* (Hosei University), 21, 17 31.
- (2019) "Marketisation of Childcare, Deregulation of Labour Market, and 'Making

- Women Active and Promotion Plan," *28<sup>th</sup> Annual Conference of International Association for Feminist Economics*, 27-29 June 2019, Glasgow Caledonian University, Glasgow, UK.
- Heckman, J. J. (2013) *Giving Kids a Fair Chance*, Boston: Massachusetts Institute of Technology. (ジェームズ・ヘックマン, 古草秀子訳, 『幼児教育の経済学』東洋経済新報社, 2015)
- Hills, J., T. Sefton, and K. Stewart (2009) *Towards a More Equal Society?*, Bristol: The Policy Press.
- Himmelweit, S. (1995 = 1996) "The Discovery of 'Unpaid Work': The Social Consequences of the Expansion of 'Work'," *Feminist Economics*, 1 (2), 1-19. (スーザン・ヒメルワイト, 久場嬉子訳 「無償労働の発見 “労働” 概念の拡張の社会的諸結果」 『日米女性ジャーナル』 第20号, 116-136, 1996)。
- (ed.) (2000) *Inside the Household: From Labour to Care*, London: Macmillan Press.
- (2002) "Making Visible the Hidden Economy: The Case for Gender Impact Analysis of Economy Policy," *Feminist Economics*, 8 (1), 49-70.
- Hobson, B. (2003) "Introduction," *Social Politics*, 10 (2), 155-156.
- Hobson, B., J. Lewis and B. Siim (eds.) (2002) *Contested Concepts in Gender Social Politics*, Cheltenham, UK and Northampton, MA., USA: Edward Elgar.
- Levitas, R. (1998 = 2005) *The Inclusive Society?: Social Exclusion and New Labour*, Houndmills and New York: Palgrave Macmillan.
- Le Grand, J. (1991) "Quasi Markets and Social Policy," *The Economic Journal*, 101, 1256-1267.
- (1997a) "Knights, Knaves or Pawns? Human Behaviour and Social Policy," *Journal of Social Policy*, 26 (2), 149-169.
- (1997b) "Afterword," in Titmuss, R. M. (1997) .
- (2003) *Motivation, Agency, and Public Policy*, Oxford and New York: Oxford University Press. (郡司篤晃 [監訳] 『公共政策と人間』 聖学院大学出版会, 2008)
- (2007) *The Other Invisible Hand*, Princeton University Press. (後房雄訳 『準市場 もう一つの見えざる手』 法律文化社, 2010)
- Lewis, J. (1992) "Gender and the development of welfare regimes," *Journal of European Social Policy*, 2 (3), 159-173.
- (1993) "Developing the Mixed Economy of Care: Emerging Issues for Voluntary Organisations," *The Journal of Social Policy*, 22 (2), 173-192.
- (ed.) (1998) *Gender, Social Care and Welfare State Restructuring in Europe*, Aldershot: Ashgate.
- (1998) "'Work', 'Welfare' and Lone Mothers," *The Political Quarterly*, 69 (1), 4-13.
- (ed.) (2006) *Children, Changing Families and Welfare States*, Cheltenham, UK and Northampton, MA. USA: Edward Elgar.
- (2010) "Book Reviews, Gosta Esping Andersen (2009)," *The Incomplete Revolution: Adapting to Women's New Role*. Cambridge: Polity Press.
- Lewis, J. and R. Surender (eds.) (2004) *Welfare State Change: Towards a Third Way?*, Oxford and New York: Oxford University Press.
- Lewis, J. and S. Giullari (2005) "The adult worker model family, gender equality and care : The Search for new policy principles and the possibilities and problems of a capabili-

- ties approach," *Economy and Society*, 34 (1), 76 104.
- Lewis, J. and A. West (2017) "Early Childhood Education and Care in England under Austerity: Continuity or Change in Political Ideas, Policy Goals, Availability, Affordability and Quality in a Childcare Market?," *Journal of Social Policy*, 46.2, 331 348.
- Lister, R. (2006) "An agenda for children: Investing in the future of promoting well being in the present?," in Lewis (ed.) (2006).
- Mandeville, B. (1714) *The Fable of the Bees*, London: Penguin Books, 1989. (泉谷治訳『蜂の寓話』法政大学出版局, 1991)
- Mead, L. (1986) *Beyond Entitlement: The Social Obligation of Citizenship*, New York: Free Press.
- Mohun, S. (ed.) (1994) *Debates in Value Theory*, New York: St Martin's Press.
- Murray, C. (1984) *Losing Ground: American Social Policy, 1950 1980*, New York: Basic Books.
- Penn, H. (2007) "Children Market Management: how the United Kingdom Government has reshaped its role in developing early childhood education and care," *Contemporary Issues in Early Childhood*, 8 (3), 192 207.
- Putnam, R. (1993) "The Prosperous Community: Social Capital and Public Life," *The American Prospect*, 13, Spring. 35 42.
- Ridge, T. (2009) "It Didn't Always Work: Low Income Children's Experiences of Changes in Mother's Working Patterns in the UK," *Social Policy & Society*, 8 (4), 503 513.
- Sage, D. (2012) "Fair Conditionality and Fair Consequences? Exploring New Labour, Welfare Contractualism and Social Attitudes," *Social Policy & Society*, 11 (3), 359 373. (藤田理雄訳「公正な条件と公正な結果? ニューレイバー, 福祉の契約主義および社会的態度に関する考察」『大原社会問題研究所雑誌』No. 716, 4 20, 2018)
- Sainsbury, D. (1996) *Gender Equality and Welfare States*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Stewart, K. (2009a) "Labour's Record on Inequality and the New Opportunities White Paper," *The Political Quarterly*, 80 (3), 427 433.
- (2009b) "'A Scar on the soul of Britain': child poverty and disadvantage under New Labour," in Hills, J., T. Sefton, and K. Stewart (2009).
- Titmuss, R. M. (1974) *Social Policy: A Introduction*, edited by Brian Abel Smith and Kay Titmuss, London, Beccles and Clochester: William Clowes & Sons, Limited.
- (1997) *The Gift Relationship*, New York: The New Press.
- Waldfoegel, J. (1999) "Early Childhood Interventions and Outcomes," CASE Paper. CASE/21, 1 20+i iii.
- White, S. (2000) "Review Article: Social Policy and the Social Contract Political Theory and the New Welfare Politics," *British Journal of Political Science*, 30 (3), 507 532.
- (2003) *The Civic Minimum: On the Rights and Obligations of Economic Citizenship*, New York: Free Press.
- (2004) "Welfare Philosophy and the Third Way," in Lewis, J. and R. Surender (eds.) (2004).